

(3) 主な施設緑地

施設緑地は、施設整備を通じて管理される緑地です。代表的なものとして公園、市民農園、民間施設の公開空地などがあります。

①公園（都市公園、都市公園以外の公園、その他）

本市には、平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在、都市公園法に基づき設置した都市公園と、開発事業等に際して設置された都市公園以外の公園、その他（公社・公団の設置した公園等）があり、すべて合わせて 257 箇所、177.5ha の公園が設置されています。

都市公園のうち市が設置・管理する都市公園は 97 箇所、58.0ha あり、これに国営昭和記念公園、玉川上水緑道（都立）を加えた総面積は 169.1ha となります。

また、都市公園以外の公園が 151 箇所、5.5ha、その他（公社・公団の設置した公園等園）が 8 箇所、2.9ha 設置されています。

市民一人当たりの公園面積（都市公園、都市公園以外、その他）は、9.88 m²/人であり、若干の変動はあるものの、近年ほぼ横ばいの状況です。

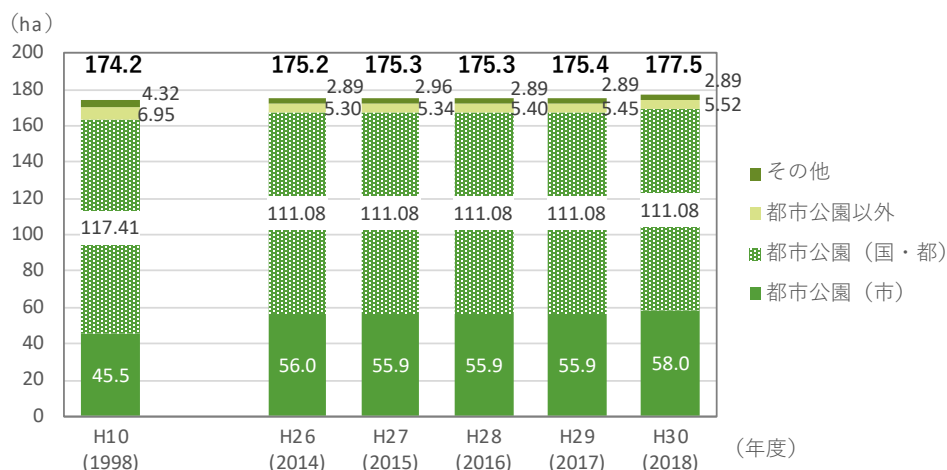


図 公園の面積・施設数の推移

出典) 立川市緑の基本計画（平成 11 年 3 月）、立川市統計年報

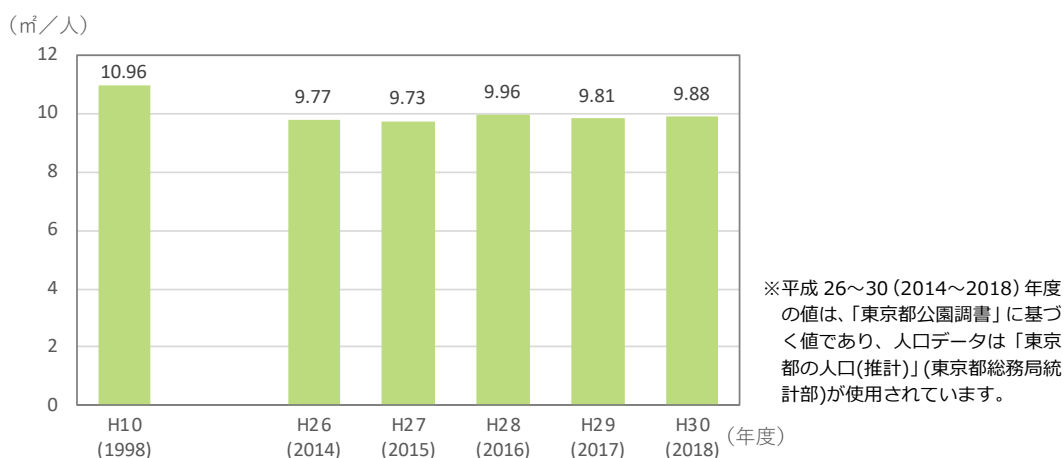


図 市民一人当たりの都市公園等面積

出典) 立川市緑の基本計画（平成 11 年 3 月）、東京都公園調書

しかし、公園の配置には偏りがあります。特に街区公園については、市の東部に集中が見られる一方で、北部には公園が不足する地域がみられます。

また、公園1箇所当たりの面積に着目すると、都市公園の中でも市民に最も身近な街区公園の面積が1箇所あたり平均0.14haであるのに対し、都市公園以外の公園は1箇所あたり平均0.04haであり、狭小な公園の存在が課題となっています。

さらに、本市には、昭和40年代から平成初期に開設され、設置後30年以上を経過した公園が多く、施設の更新、再整備等も今後の課題の一つとなっています。

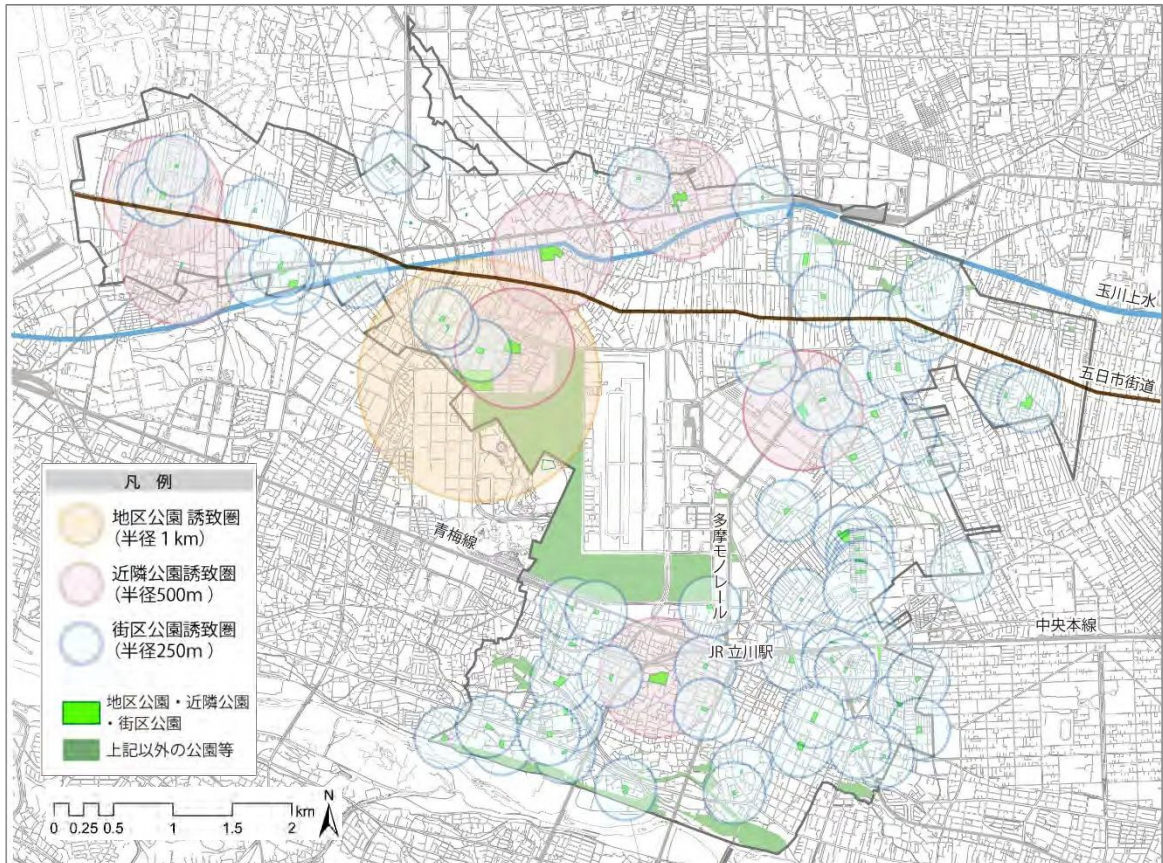
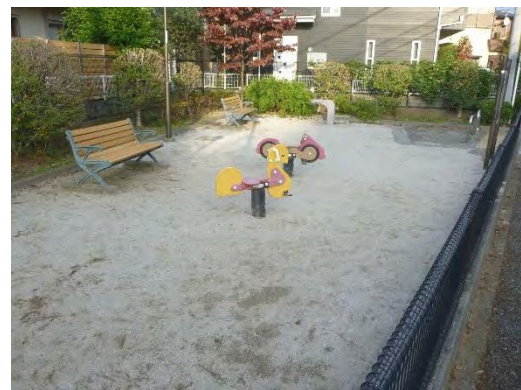


図 都市公園（街区公園・近隣公園・地区公園）の配置と誘致圏



都市公園（上砂公園）



都市公園以外の公園（栄三南公園）

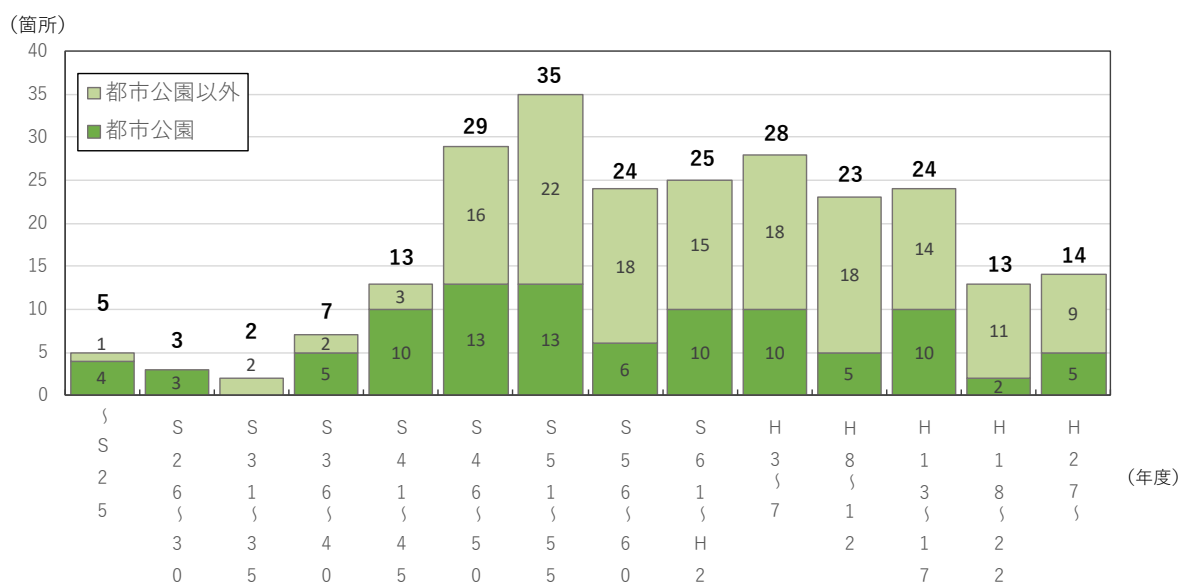


図 市が設置・管理する公園（都市公園、都市公園以外）の設置年代

②その他の施設緑地

公園以外の施設緑地のうち、主な公共施設緑地として、市役所・学校等の公共施設の緑化地、市民農園（2箇所）、街路樹・道路植栽帯などがあります。

また、民間の開発行為等の際して、「立川市宅地開発等まちづくり指導要綱」に基づき、開発の規模に応じて開発地面積の3～6%以上の緑化地の設置を誘導しており、年間40件前後の開発事業等において緑化が行われています。



市民農園（柴崎町）

(4) 主な地域制緑地

地域制緑地は、一定の土地の区域に対して、法律や条例により土地利用を規制することで緑地を保全する制度です。

本市の主な地域制緑地として、風致地区、生産緑地地区、保存樹木・保護樹林地、東京都保全地域の指定があります。

①風致地区

風致地区は、都市計画法に基づき、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するため定める地区です。

本市では、玉川上水風致地区（11.7ha）、五日市道風致地区（12.0ha）の2地区を指定しています。

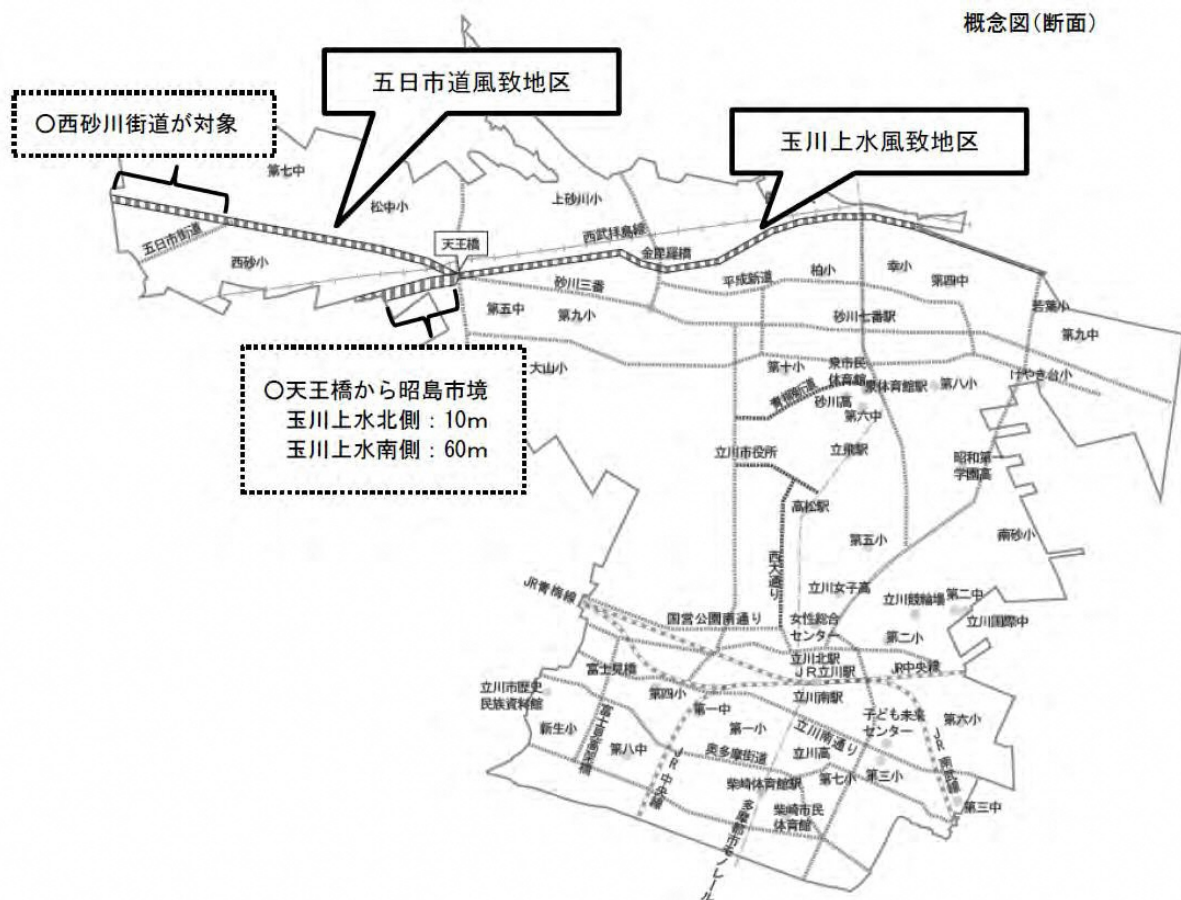


図 風致地区位置図

出典) 立川市風致地区条例申請の手引 (平成 29 年 6 月)

②生産緑地地区

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とした都市計画の制度です。

本市では、平成 31 (2019) 年 1 月 1 日現在、199.9ha を指定しています。生産緑地地区の指定面積は、前計画に記載された平成 9 (1997) 年 10 月時点の 245.5ha から 45.6ha 減少、最初に指定が行われた平成 4 (1992) 年 11 月時点の 247.4ha からは 47.5ha 減少しています。

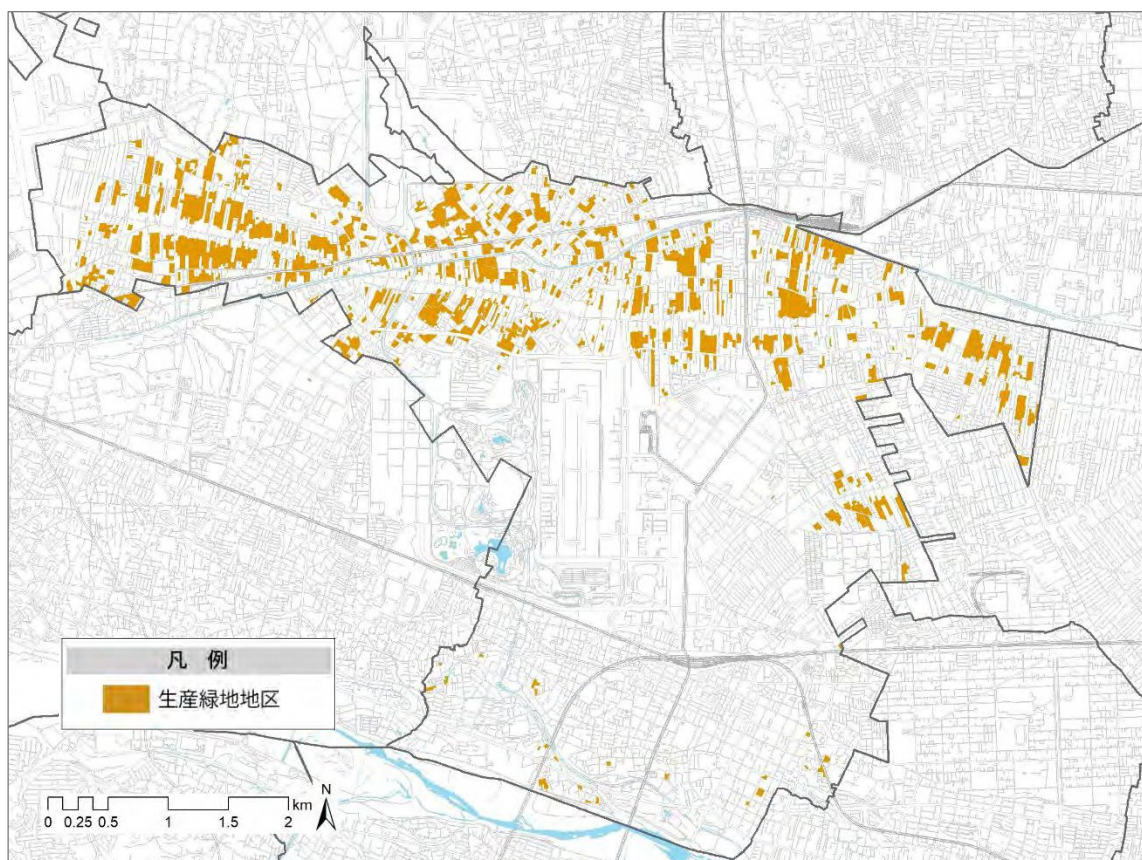
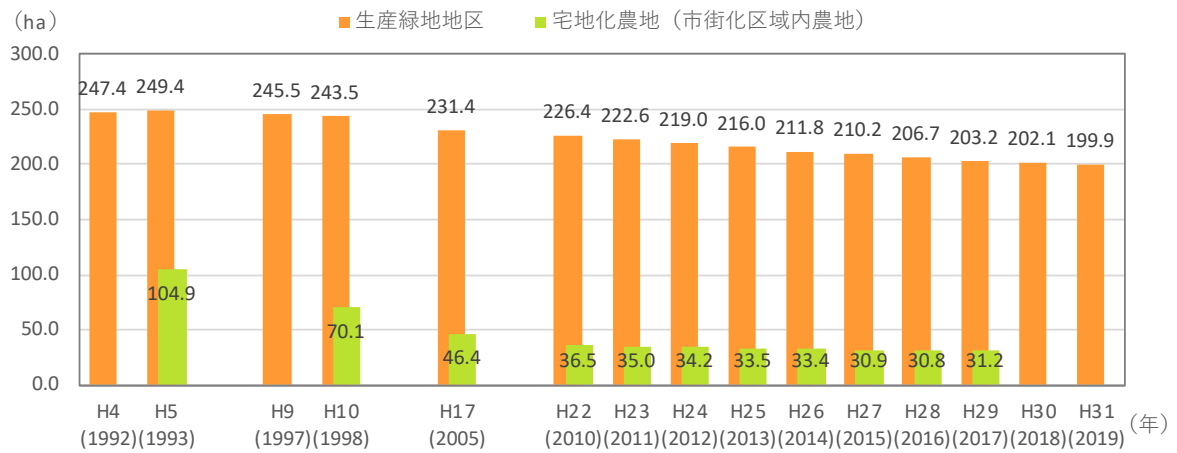


図 生産緑地地区の分布 (平成 30 (2018) 年度)



(注) 1 宅地化農地は、課税資料から作成 (各年度分)

2 生産緑地地区面積は以下のとおり

平成4 (1992) 年：平成4 (1992) 年11月5日現在、平成9 (1997) 年：平成9 (1997) 年10月31日現在

平成5 (1993) ・平成10 (1998) ・平成17 (2005) 年：各年12月末現在

平成22 (2010) ～平成29 (2017) 年：各年4月1日現在

平成30 (2018) 、31 (2019) ：各年1月1日現在

図 生産緑地地区と市街化区域内農地面積の推移

出典) 東京の土地利用 2017 (土地関係資料集) (東京都都市整備局)、立川市資料



生産緑地地区 (幸町)

③保存樹木・保護樹林地

市内に残された貴重な緑を次代へ引き継ぐために、立川市緑化推進条例に基づき、保存樹木、保護樹林地を指定しています。

保存樹木：健全で樹容が美観上すぐれている樹木で、地上 1.5 メートルの高さの幹周りが 1.5 メートル以上あり、高さが 10 メートル以上であるもの。

保護樹林地：その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上すぐれていて、当該土地の面積が 300 平方メートル以上ある樹林地。

平成 30 (2018) 年度末時点で、保存樹木 478 本、保護樹林地 1.76ha を指定しており、主に五日市街道沿線、立川崖線周辺地域に分布しています。

前計画策定時から保存樹木の本数は 309 本増加、保護樹林地の面積は 0.03ha 減少しています。

近年も新規指定の保存樹木・保護樹林地がある一方で、大木化に伴う倒木の危険回避や剪定費用の負担感など、樹木の維持管理の負担を背景とした指定の解除が発生しており、平成 18 (2006) 年度以降、本数、総面積は概ね横ばいの状況です。

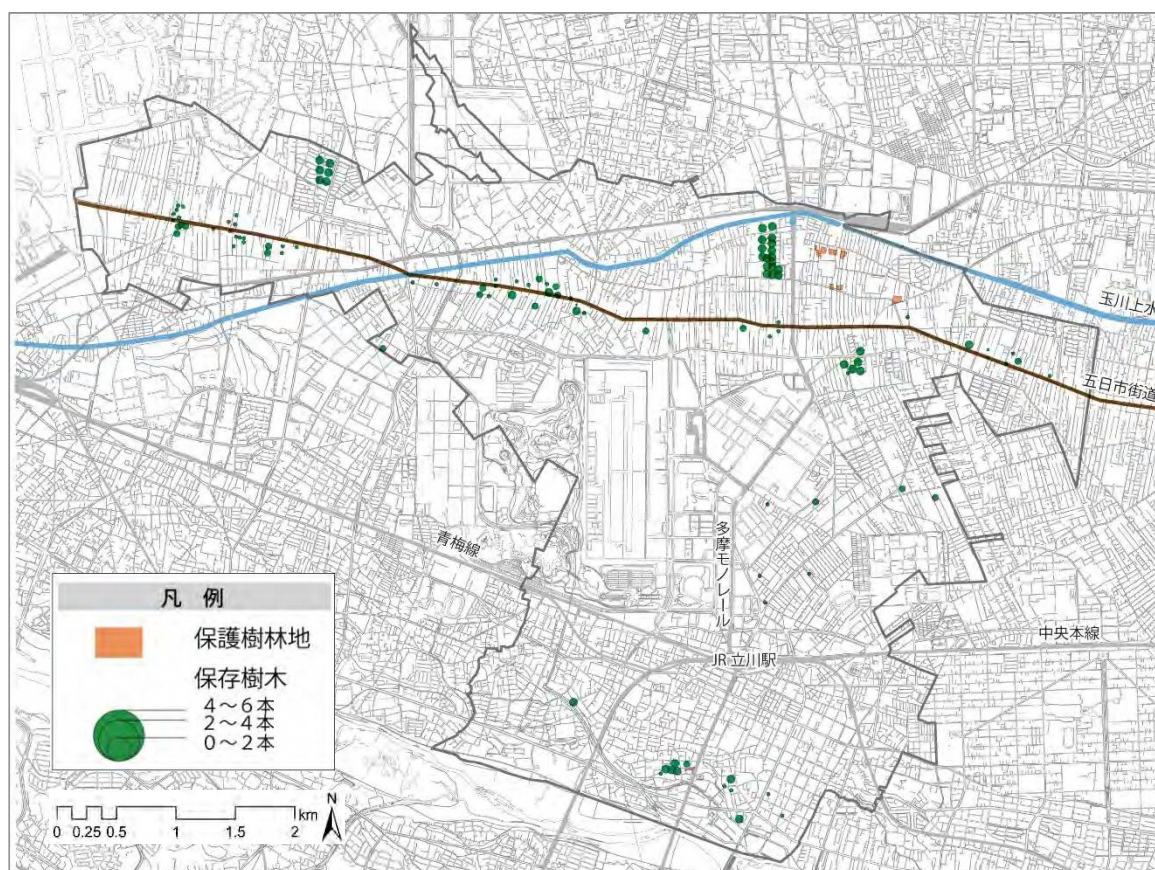


図 保存樹木・保護樹林地の分布



図 保存樹木数

出典) 立川市緑の基本計画-資料編- (平成 11 年 3 月)、公園緑地課資料

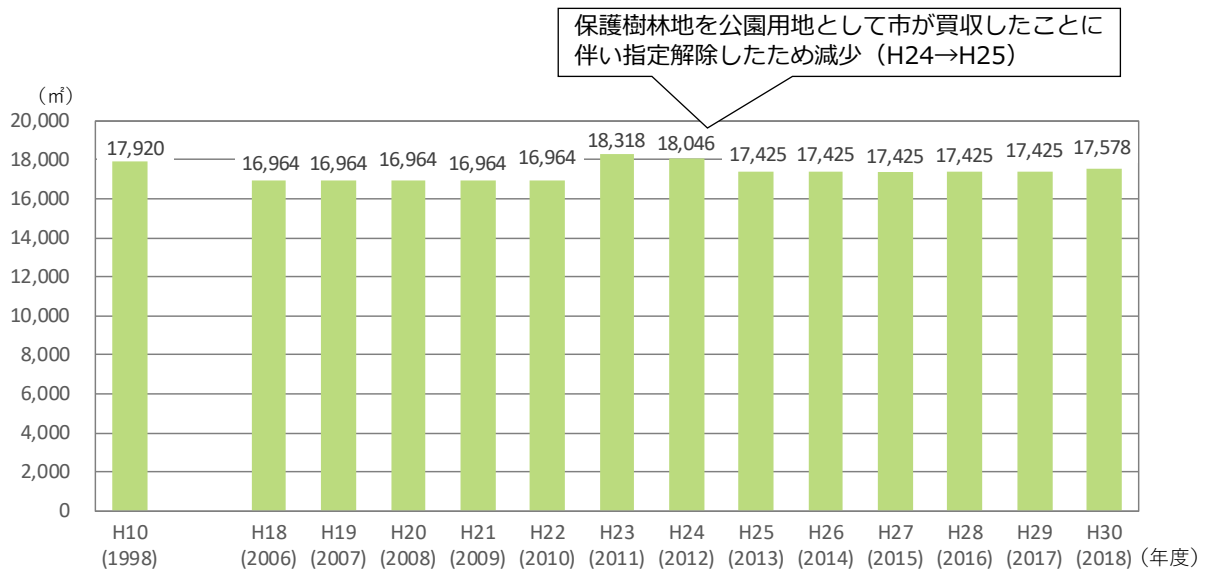


図 保護樹林地面積

出典) 立川市緑の基本計画-資料編- (平成 11 年 3 月)、公園緑地課資料

④東京都保全地域

東京都保全地域は、東京都が「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを保全地域に指定するものです。

本市には、矢川緑地保全地域、立川崖線緑地保全地域、野火止用水歴史環境保全地域及び玉川上水歴史環境保全地域の一部が含まれます。

このうち、矢川緑地保全地域については、湧水や湿地が随所にみられ、多様な動植物の生息・生育地となっています。

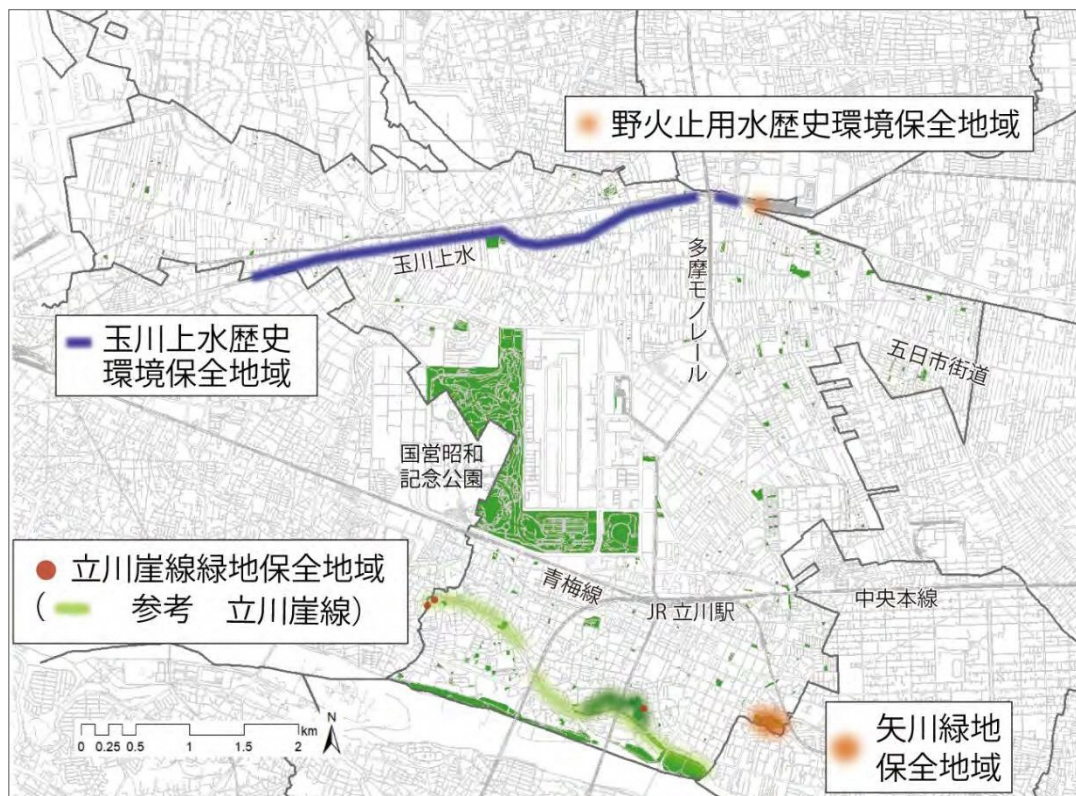
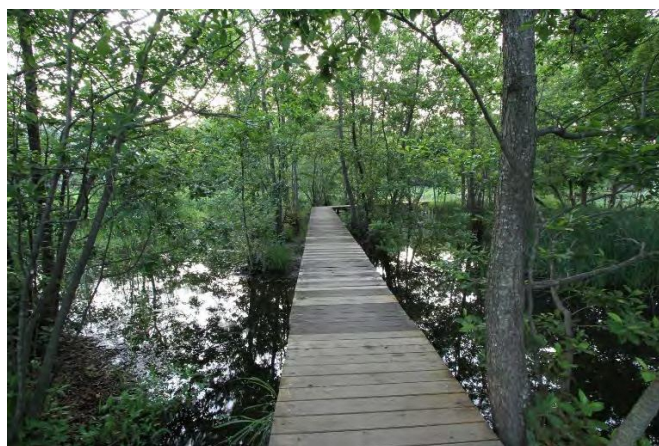


図 東京都保全地域の位置



矢川緑地保全地域

(5) 市民協働による緑の保全・創出の取組

本市では、市民の協力により、まちなかの緑化、公園、樹林地等の管理を進めています。

主な取組として、「緑化推進協力員会制度」、「緑地、樹林地等保全ボランティア団体支援制度」、「公園等清掃美化協力員会制度」があります。

緑化推進
協力員会制度

- 地域の身近な花壇やまちかどにおいて花の育成と育てた花の植え付けなどを行うボランティア
- 市内7町（富士見町・柴崎町・錦町・羽衣町・曙町・高松町・栄町）で活動



緑地、樹林地等
保全ボランティア
団体支援制度

- 地域の住民や市内の企業、学生など、グループにて立川市管理の緑地や樹林地で保全活動を行うボランティアを支援する制度
- 落ち葉・枯れ枝の清掃などの保全活動を年6回以上行う
- 市は緑地、樹林地等保全ボランティア団体の支援として、アドバイザーの派遣や道具の貸与を実施
- 現在、5か所の樹林地等で5団体が活動



公園等清掃美化
協力員会制度

- 地域の団体に公園や緑地で清掃・除草・点検などをお手伝いいただく制度
- 市は、作業を行うための用具や通信費などとして、公園の面積に応じた活動費を補助

2-3 これまでの施策の取組状況

(1) 目標の達成状況

前計画（平成 11（1999）年 3 月策定）は、令和 2（2020）年を目標年とし、市民にとって利用のしやすい公園緑地の確保を推進する観点から、「緑地の確保目標」及び「公園の確保目標」を指標とし、確保目標水準を設定しました。

緑地の確保目標は、目標水準「市域の約 30%」に対し、現況は約 26%（暫定値）であり、目標達成は困難な見込みです。

公園の確保目標についても、目標「市民一人当たり 16.5 m²」に対し、現況は 9.88 m² あり、目標達成は困難な見込みです。

いずれも、市管理公園の整備面積が目標の約 1 / 3 にとどまっていることが主な要因です。

表 目標達成見込み（暫定）

※緑地の確保面積の現況については、東京都より借用予定の平成 30（2018）年度緑被地データの分析結果を踏まえ、見直します。

	目標水準 令和 2（2020）年	計画策定時 平成 10（1998）年	現況 平成 30（2018）年	達成 見込み
緑地の 確保目標	市域の約 30% （概ね 740ha）	約 27% （約 670ha）	約 26% （約 640ha） [暫定値]	困難
公園の 確保目標	市民一人当たり 16.5 m ²	10.96 m ²	9.88 m ²	困難

※1 緑地

【公園施設等】

都市公園、都市公園以外の条例等の公園、国営公園、都条例による都市公園

【制度上安定した緑地】

風致地区、生産緑地地区、その他保全された緑地

【社会通念上安定した緑地】社寺林、基地

※2 平成 30 年 4 月 1 日人口…公園調書（東京都建設局発行）の「東京都の人口（推計）平成 30 年 4 月 1 日現在」（東京都総務局統計部）の人口

表 緑地の確保目標量の内訳

公園緑地の種別	計画策定時				現況				目標年次				
	平成10年(1998年)		平成30年(2018年)4月1日		平成32年(2020年)		平成30年(2018年)4月1日		平成32年(2020年)		平成30年(2018年)4月1日		
	箇所	面積(ha)	市域に対する割合	1人当たり面積(m ² /人)	箇所	面積(ha)	市域に対する割合	1人当たり面積(m ² /人)	箇所	面積(ha)	市域に対する割合	1人当たり面積(m ² /人)	
公園緑地等の都市施設とする緑地	住区基幹公園	29	5.96	0.24	0.37	75	10.20	0.42	0.57	161	24.7	1.01	1.3
		4	3.06	0.13	0.19	7	5.55	0.23	0.31	18	32.3	1.32	1.7
	地区公園	—	—	—	—	1	1.50	0.06	0.08	5	20.9	0.86	1.1
		33	9.02	0.37	0.56	83	17.25	0.71	0.96	184	77.9	3.19	4.1
	都市基幹公園	1	15.01	0.62	0.95	2	17.55	0.72	0.98	1	34.8	1.42	1.8
		—	—	—	—	—	—	—	—	1	14.6	0.60	0.8
	都市公園	1	15.01	0.62	0.95	2	17.55	0.72	0.98	2	49.4	2.02	2.6
		8	21.44	0.88	1.35	8	21.61	0.89	1.20	8	39.9	1.63	2.1
	都市緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	3	22.8	0.93	1.2
	緩衝緑地	—	—	—	—	—	—	—	—	6	2.1	0.09	0.1
特殊公園(広場公園)	—	—	—	—	4	1.58	0.06	0.09	6	2.1	0.09	0.1	
小計	8	21.44	0.88	1.35	12	23.19	0.95	1.29	17	64.8	2.65	3.4	
公園緑地以外の公園	小計	42	45.47	1.87	2.86	97	57.99	2.38	3.23	203	192.1	7.88	10.1
		149	6.95	0.29	0.44	151	5.52	0.23	0.31	100	2.8	0.11	0.15
	条例等の公園	15	4.32	0.18	0.27	8	2.89	0.12	0.16	5	2.9	0.12	0.15
		164	11.27	0.46	0.71	159	8.41	0.34	0.47	105	5.7	0.23	0.3
	立川市管理公園計	206	56.74	2.33	3.57	256	66.4	2.72	3.70	308	197.8	8.11	10.4
	広域公園(国営昭和記念公園)	1	115.0	4.72	7.24	1	107.80	4.42	6.00	1	115.0	4.72	6.0
	都条例による都市公園(玉川上水緑道)	1	2.41	0.10	0.15	1	3.28	0.13	0.18	1	2.4	0.10	0.1
	小計	2	117.41	4.82	7.39	2	111.08	4.56	6.19	2	117.4	4.82	6.1
	小計	208	174.15	7.14	10.96	258	177.48	7.28	9.88	310	315.2	12.92	16.5
	制度上安定した緑地	風致地区	2	21.22	0.87	—	2	23.63	0.97	—	2	21.2	0.87
381			243.48	9.99	—	378	202.07	8.29	—	360	213.1	8.74	—
生産緑地地区		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	91.04	3.73	—	—	91.04	3.73	—	—	46.3	1.90	—
小計		383	355.74	14.59	—	380	316.74	12.99	—	362	280.6	11.51	—
		23	3.66	0.15	—	23	3.66	0.15	—	15	1.8	0.07	—
社寺林		2	144.00	5.91	—	2	144.00	5.91	—	2	144.0	5.91	—
基地		25	147.66	6.06	—	25	147.66	6.06	—	17	145.8	5.98	—
小計		—	677.55	27.79	10.96	—	641.88	26.33	9.88	—	741.6	30.41	16.5
合計		—	677.55	27.79	10.96	—	641.88	26.33	9.88	—	741.6	30.41	16.5

※現況の1人当たり面積は、東京都の「公園調書」に準じ、「東京都の人口(推計)平成30年4月1日現在」(東京都総務局統計部)を使用し算出

(2) 施策の主な実績

前計画は、緑を「まもる」、「つくる」、「そだてる」の3区分で、緑地保全、緑化、市民協働に関する取組を進めてきました。このうち、緑地保全に関する緑を「まもる」取組は、大部分が実施されましたが、緑化に関わる緑を「つくる」取組を中心に、具体的な取組内容や実現方策が不明確、技術的・予算的に実現可能性が低い施策について、未実施の取組が多くみられました。

また、緑を「そだてる」ための施策について、具体的に実施した取組が少ない状況です。

① 緑を「まもる」ための取組

【進捗の凡例】
 実施 : 取組の内容に該当する事業が実施されている
 概ね実施 : 過半数の事業が実施されている
 一部実施 : 実施していない事業が半数以上ある
 廃止 : 事業を実施したが、現在は実施していない

取組	進捗	主な成果	今後の課題
1) 河川環境の保全	実施	<ul style="list-style-type: none"> 国、東京都との協定等に基づく多摩川、残堀川の水辺の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 河川区域内におけるふれあいの場の整備には制限がある
2) 用水・分水の保全	一部実施	<ul style="list-style-type: none"> 玉川上水沿川の樹木管理 市内の水路境界の確定 	<ul style="list-style-type: none"> 玉川上水の散策路拡充は、史跡指定による制限で困難
3) 五日市街道のケヤキ並木の保全	実施	<ul style="list-style-type: none"> 保存樹木の指定による保全 	<ul style="list-style-type: none"> 相続、維持管理負担を背景とした指定解除への対応
4) 立川崖線の緑の保全	実施	<ul style="list-style-type: none"> 都のガイドラインに基づく保全 	<ul style="list-style-type: none"> 崖線の崩落防止工事と緑の保全との調整
5) 矢川緑地の保全	実施	<ul style="list-style-type: none"> 都との協定に基づく維持管理の実施 	—
6) 雑木林の保全	実施	<ul style="list-style-type: none"> 保護樹林地の指定、市による保全管理 (1.76ha) 	—
7) 農地の保全	実施	<ul style="list-style-type: none"> 小学生、親子を対象とした体験、学習の実施 	<ul style="list-style-type: none"> イベント内容のマンネリ化
8) 民有地の緑の保全	一部実施	<ul style="list-style-type: none"> 借地公園内の社寺林等の保全 まちづくり指導要綱に基づく緑化の要請 	<ul style="list-style-type: none"> 企業地の緑の保全、活用に関する取組の見直し

②緑を「ふやす」ための取組

取組	進捗	主な成果	今後の課題
1) 緑の拠点づくり	実施	<ul style="list-style-type: none"> 立川公園・砂川公園・泉町西公園などの整備推進 開発提供公園による身近な公園の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な用地取得、配置が困難
2) 緑豊かな美しい道づくり	概ね実施	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路、幹線道路の新設・拡張に伴う緑化の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 既存緑道の拡幅は困難
3) 地域の道づくり	一部実施	<ul style="list-style-type: none"> 柴崎用水を活用した、立川公園（ガニガラ広場）内の親水池整備 	<ul style="list-style-type: none"> 生活道路の緑化、鉄道沿線の緑化は、安全面や用地取得等の面から困難
4) 緑豊かな街並みの形成	一部実施	<ul style="list-style-type: none"> 都市軸（サンサンロード）など道路緑化 	<ul style="list-style-type: none"> 屋上緑化等に対する評価、位置づけの見直し
5) 公共施設の緑化の推進	実施	<ul style="list-style-type: none"> 市役所（現庁舎）の屋上緑化、庁舎北側広場の駐車場緑化 	—
6) 民有地の緑化の推進	廃止	<ul style="list-style-type: none"> 生垣補助事業を実施したが、申請数減少に伴い廃止 	—

③緑を「そだてる」ための取組

取組	進捗	主な成果	今後の課題
1) 緑とのふれあいの促進	一部実施	<ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者の活動との連携した公園整備 	<ul style="list-style-type: none"> サイクリングロードの見直し
2) 緑の普及・奨励	実施	<ul style="list-style-type: none"> 緑化推進協力員会、公園等清掃美化協力員会、公園等管理協力員への支援 グリーンウィーク事業、民間緑化への補助交付 	—
3) 支援のための仕組みづくり	実施	<ul style="list-style-type: none"> 緑地、樹林地等保全ボランティア団体の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体の高齢化

2-4 緑に対する市民の意識

(1) 市全体のイメージや取組の中での緑の位置付け

「平成30年度市民満足度調査」、「来街者意向調査」とともに、立川市のイメージや住みたい理由に関する設問の回答上位に、自然環境の豊かさ、公園に関する項目があがっており、自然環境の豊かさや公園の存在は、本市の魅力の一つとして認識されているといえます。

「平成30年度市民満足度調査」では、今後（概ね10年間）優先的に取り組むことを尋ねた2つの設問において、「豊かな水と緑の保全」、「都市環境の整備と自然環境の保全」を選択した割合が中位～上位に位置しており、緑の保全、緑化の推進に関する取組は、市民に比較的重視されていると考えられます。

立川市のイメージ

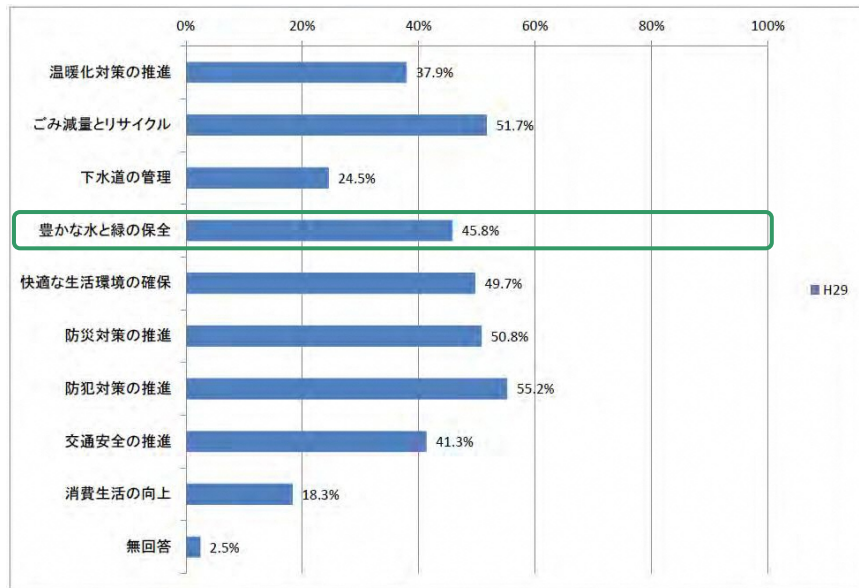
市民満足度調査 (立川市の好きな場所、もの、行事)	来街者調査 (立川市と聞いて思い浮かぶイメージ)
1位 国営昭和記念公園	1位 国営昭和記念公園
2位 花火大会	2位 デッキ・大型商業施設
3位 豊かな自然（玉川上水）	3位 飲食店・個店
4位 立川駅周辺の賑わい	4位 たちかわ競輪
5位 新鮮な地場産野菜	5位 アニメやドラマの舞台・ロケ地

立川市に住み続けたい、または住んでみたい理由

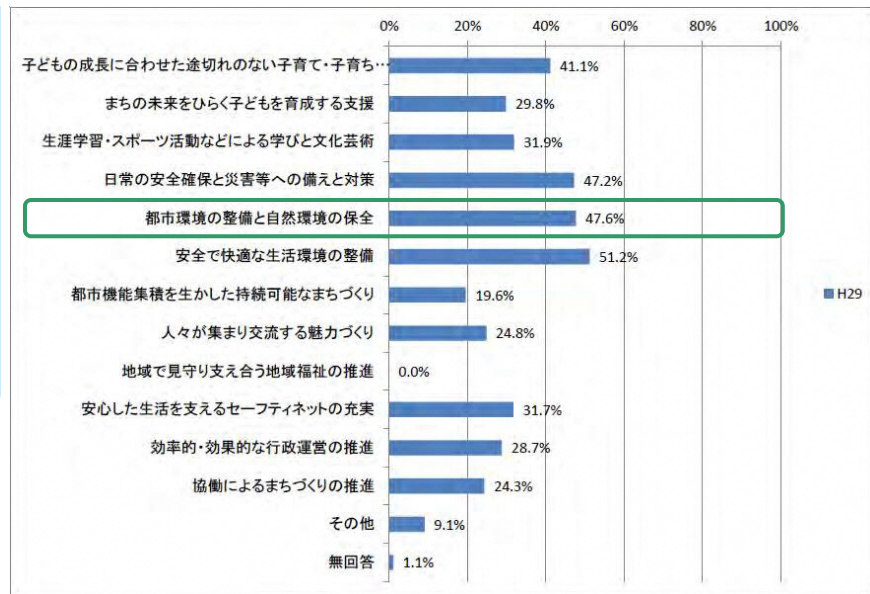
市民満足度調査 (立川市に住み続けたい理由)	来街者調査 (住んでみたい理由)
1位 買い物など日常生活が便利である	1位 買い物など日常生活が便利である
2位 自然環境・居住環境に恵まれている	2位 自然環境・居住環境に恵まれている
3位 長年住み慣れている	3位 都心へのアクセスがよい
4位 公園や道路など都市基盤が充実している	4位 公園や道路など都市基盤が充実している
5位 住宅（生活環境）が良い	5位 文化・スポーツ施設が多い

出典）平成30年度市民満足度調査集計結果（平成30年9月）、来街者意向調査報告書（概要）

安全・安心で環境にやさしい快適なまちづくりを進めるために、今後（概ね10年間）、優先的に取り組むこと



市のめざす将来像「にぎわいとやすらぎの交流都市立川」を具現化していくために、今後（概ね10年間）、優先的に取り組むこと



出典）平成30年度市民満足度調査集計結果（平成30年9月）

(2) 立川市緑の基本計画に係るアンケート調査結果

計画改定に当たり、立川市内の緑、お住まいの地域の公園、今後の緑の保全・創出について、市民の意見や意向を把握することを目的として、下記の調査を実施しました。

表 調査概要

目的	「立川市緑の基本計画」を改定するにあたり、立川市内の緑、お住まいの地域の公園、今後の緑の保全・創出について、市民の意見や意向を把握する
調査対象	立川市に住民票を有する平成 30 (2018) 年 8 月 15 日現在で満 18 歳以上の男女 2,000 人
抽出方法	無作為抽出
調査期間	平成 30 (2018) 年 9 月 5 日 (調査票発送) ~ 9 月 30 日 (回答締切) ※11 月 20 日到着分まで集計
回収結果	有効回収数 663 件 ・ 有効回収率 33.2%

その結果から、特に重要と考えられる 4 つの課題が抽出されました。

①市民が緑に求める役割をふまえた質の向上と身近な緑の価値の共有 【市全域】

緑の役割として、憩いの場の提供、環境、防災・減災の側面が期待されており、これらの観点から緑の質の向上を検討していくことが重要です。

その一方で、立川崖線の緑、玉川上水などの保全ニーズは高いものの、歴史・文化を継承する存在としての緑の役割は期待されていないといったギャップも生じており、身近な緑の価値を市民と共有していくことも重要です。

特に農地に関しては、市民農園への参加や、地産地消といった農地活用のニーズは高いものの、農地保全の取組に対する重視度は低いというギャップが生じており、農地保全に対する関心を高めていくことが重要です。

②骨格となる水や緑の保全 【特に北部 3 地域と南地域】

前計画において骨格をつくる水や緑に位置付けられている自然環境として重要な樹林地、立川崖線の緑、多摩川や玉川上水の水辺の緑の重要性が認識されており、引き続き保全に努めていくことが重要です。

③最も身近な緑の空間である「公園」のレベルアップ 【市全域】

公園そのものの新規整備に対する重視度は比較的低く、既存の公園の再整備・改修に力点を置いていくことが求められています。

また、身近な公園は、回答者の約 1 / 3 が月 1 回以上利用しているものの、単なる通過にとどまっている回答者が多く、再整備・改修に向けて足を止めてもらえるような魅力・個性をつくっていくことが重要です。

身近な公園は、子育て世代の遊びの場や、高齢者の散歩などに利用されているものの、

遊具や休憩場所が少ないことが不満要因に挙がっており、利用者ニーズをふまえた施設整備も必要です。

④公共空間（道路・公共施設）の緑化 【特に中央地域・南地域】

民有地（特に商業地）に緑が少ないと感じられている一方で、緑化に関しては公共空間（道路、公共施設）において緑を増やしていくことが求められています。

公共空間（道路、公共施設）で緑化可能な余地を精査し、緑化に努めていくと同時に、民有地の半公共空間（公共空間から見え、連なることによってまち並みを形成する部分）に対する市民、事業者の緑化意識を醸成していくことも必要です。

表 緑の種類に着目した意見のまとめ

緑の種類	緑の豊かさ・増減に対する市民意識	今後の取組に対するニーズ・課題
樹林地の緑	<ul style="list-style-type: none"> ・多いと感じている ・一方で減少も実感 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全に対するニーズは高い ・保全活動への協力に一定のニーズがある
水辺の緑	<ul style="list-style-type: none"> ・多いと感じている 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全のニーズが非常に高く、市の貴重な緑の資源の一つとし認識されている
農地、屋敷林・社寺林の緑	<ul style="list-style-type: none"> ・北部の地域で多いと感じている ・一方で減少も実感 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全は必ずしも重視されていない ・一方で、市民農園の利用や野菜購入には高い関心があることから、利用価値は認識 ・このギャップを埋めていくことが必要
公園の緑	<ul style="list-style-type: none"> ・多いと感じており、身近な公園の緑は今後増えてほしい緑の上位に位置 ・世代によって利用状況や管理活動への協力意向に差 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規整備に対するニーズは低いことから、公園の量は市民のニーズをある程度満たされていると考えられる ・身近な公園の不満要因となっている遊具や休憩場所の充実など既存の公園の改良や、利用中心の子育て世代の管理運営への参画は今後の課題
道路、公共施設の緑	<ul style="list-style-type: none"> ・今後増えてほしい緑の上位に位置 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共空間の緑化、緑の適切な維持管理に対する市民の期待は、中央地域をはじめ、非常に高く、まちの魅力となる緑を創出、育成が重要
商業地（企業地）の緑	<ul style="list-style-type: none"> ・緑は少ないと感じており、今後増えてほしい緑の上位に位置 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑は増えてほしいが、民有地（企業地）より公共空間（道路、公共施設）の緑化が期待されている
住宅地の緑	<ul style="list-style-type: none"> ・緑は少ないと感じており、今後増えてほしい緑の一つ 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑は増えてほしいと思われているが、緑化支援策に対するニーズは低い ・一方で、自宅でできる花や緑の育成に高い関心があり、花や緑に親しめる暮らしが望まれている

表 地域に着目した意見のまとめ

地域	地域の特徴	現状認識	重要視されている取組
北部西地域	<ul style="list-style-type: none"> 五日市街道のケヤキ並木、その周辺の屋敷林、農地などの緑が特徴の地域 	<ul style="list-style-type: none"> 緑は多いと感じられている 樹林地などの自然の緑や農地の減少を実感 	<ul style="list-style-type: none"> 玉川上水と分水、その周辺の樹林地などの保全、継承
北部中地域	<ul style="list-style-type: none"> 玉川上水とその周辺の樹林地、農地が特徴の地域 	<ul style="list-style-type: none"> 緑はやや多いと感じられている 農地の減少を実感している 	<ul style="list-style-type: none"> 玉川上水と分水、その周辺の樹林地などの保全、継承
北部東地域	<ul style="list-style-type: none"> 農地、屋敷林が多いことが特徴の地域 	<ul style="list-style-type: none"> 緑は多いと感じられている 農地の減少を実感 	<ul style="list-style-type: none"> 玉川上水と分水、その周辺の樹林地などの保全、継承 公園における緑の創出、公園の改善
中央地域	<ul style="list-style-type: none"> J R立川駅に近い商業・業務地、住宅地を中心とする地域 西側に昭和記念公園が立地 	<ul style="list-style-type: none"> 緑そのものは少ないと感じられている 	<ul style="list-style-type: none"> 商業地や道路、公園、公共施設における緑の創出
南地域	<ul style="list-style-type: none"> 市内でも比較的大きな公園（立川公園、富士見公園、諏訪の森公園）や、多摩川、残堀川、根川緑道の水辺環境が充実 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な公園の緑や水辺の緑が豊かだと感じられている 	<ul style="list-style-type: none"> 立川崖線、多摩川、残堀川周辺の自然の緑や水辺の保全・継承

2-5 課題のまとめ

(1) 緑の現況、前計画の取組状況、市民意識等から把握された課題

①本市の緑全体に関わる課題

少子高齢化による人口減少社会の到来を受け、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりが求められる中、環境保全、防災・減災、健康・福祉の向上、地域コミュニティの醸成など、緑が持つ多様な機能を活かして市民の豊かな暮らしを実現していくことが、ますます重要となっています。

そのような中、自然の緑の保全、公園は、本市の魅力として認識されており、更なる魅力と機能の向上が求められています。それを実現していくために、緑の保全、緑化の推進における市民、事業者との連携をさらに進めていくことが必要です。

そして、これらの取組を通じて、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献していくことが求められます。

②市民、事業者との協働に関する課題

緑をいかしたまちづくりを市民、事業者と連携して進めていくことが重要である一方、市民意識調査の結果から、本市の緑が持つ価値が必ずしも市民に共有されていないことが明らかとなっています。

緑を身近な問題として捉えてもらう第一歩として、市民に向けて緑の魅力を積極的に発信していくことが必要です。

また、多世代の参加促進に向け、活動体験の機会の創出や寄附など参加方法の幅を広げるなど、多様な参加機会を創出していくことが必要です。

さらに、市民、事業者支援を必要とするフィールド、活動したい人、活動を支える人をマッチングしていく仕組みなど、市民や事業者の自発的、自律的な活動の拡大につながる施策を展開していくことも必要です。

③緑の種類に着目した課題

ア) 樹林地の保全、適切な維持管理への支援

減少傾向にある樹木・樹林地の所有者の維持管理負担軽減に向け、市民協働による保全支援が必要とされています。また、樹木の大径化・老齢化や、気候変動による台風の大型化等を背景に、崖線の倒木リスクへの対応等、緑の安全性確保の必要性が高まっています。

イ) 河川・水辺・玉川上水の保全施策の継承と環境・防災減災の考慮

立川市らしさを代表する緑の軸、郷土景観として多摩川、残堀川、玉川上水等を保全し、緑と水のネットワークを充実させていくことが必要です。

また、気候変動の影響による大雨や都市型水害などが問題となる中、グリーンインフラの取組の一つとして、緑地、農地保全と連携した流域の雨水流出抑制、水循環の保全など、緑が持つ環境保全、防災減災機能等を活かしていくことも必要です。

ウ) 新たな制度活用を含む農地保全の取組

本市の農地は減少傾向にあり、生産緑地地区の2020年問題が懸念される中、農地を保全していくため、特定生産緑地、都市農地貸借法、農の風景育成地区（東京都）など、様々な制度を活用して保全を進める必要があります。

また、農地の利用や市内農産物の購入などを通じて、市民も農地の保全を支えていけるよう、意識啓発を進めることも必要です。

工) 身近な公園の魅力と機能の向上

市内には小規模な公園が多く、施設の老朽化が進むなど、必ずしも市民にとって魅力的な場になっていない公園が多くあります。また、都市公園の維持修繕基準の法令化、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」の公表など、公園の維持管理における安全管理をより適切に進めていくことが求められています。このため、公園の管理運営方針を明確にし、市民、事業者と協力して、身近な公園の魅力と機能向上を図っていくことが必要です。

また、開発事業に際して設置され、市に提供される公園が多く、公園の計画的配置が容易ではない状況を踏まえつつも、地域の防災性向上等を考慮し、必要な公園の確保に努める必要があります。

オ) 公共空間における健全な緑の育成

道路や市施設等において面的にまとまりある緑の確保が難しい中で、緑の豊かさを感じられるまちをつくっていくため、視覚的に豊かさを感じられる緑の確保や暑熱環境の緩和等を考慮しつつ、健全な緑を育成していくことが必要です。

カ) 市街地、敷地の特性に合わせた多様な緑化の誘導

まちづくりに合わせて緑の豊かさを感じられるまちなみを形成していくため、開発事業等において誘導すべき緑化のあり方を見直す必要があります。また、優良事例の奨励普及などを通じて「よい緑」を共有し、取組を広げていくことも重要です。

(2) 課題のまとめ

①市民、事業者、市が協力してみどりを守り育てる

本市の魅力である緑をいかして豊かな暮らし、魅力あるまちづくりを実現していくためには、市民、事業者の協力が不可欠です。

そのための第一歩として、農地や屋敷林、並木、公園といった身近な緑の存在とその役割を市民に知ってもらい、関心を高めていくことが必要です。

同時に、緑をまもり、そだて、支える活動に多くの市民や事業者が関われるよう、多様な参加の機会と方法をつくっていくことも必要です。

②大切な緑を守り継ぐ

崖線の緑、多摩川、残堀川、玉川上水をはじめとする河川・用水など、自然環境の豊かさは本市の魅力の一つとして認識されており、本市の重要な緑の資源です。

しかし、農地、屋敷林、社寺林や五日市街道のケヤキ並木などの郷土の緑は、所有者の管理負担、相続等を背景に減少傾向にあります。また、保全に対する市民の関心は必ずしも高くありません。

本市の歴史や文化を伝える緑を次世代に継承していくこと、そのために自然の緑、郷土の緑に対する市民の関心を高め、地域全体で緑の保全を支えていくことが必要です。

③緑のもつ力を安心して住み続けられるまちづくりにいかす

安全安心の確保（防災）、生物多様性の確保、暑熱環境の緩和、健康・福祉の増進などの観点から緑は必要です。

一方で、十分な機能を果たせていない小規模公園や公園施設の老朽化、街路樹の根上がりや生育不良など、問題を抱える緑も存在しています。

公園、道路、公共施設の整備や、民間開発事業の機会を捉えて緑の確保を進めること、創出した緑が地域に必要とされる機能を発揮できるよう適切に管理、活用していくことが必要です。

第3章 計画の将来像と目標

3-1 緑の将来像

緑と人がつながり、ともにいきるまち 立川

立川崖線や多摩川・残堀川・玉川上水の水辺に連なる緑、五日市街道のケヤキ並木及び沿道地域に広がる農地・屋敷林・雑木林など、先人たちの営みの中で守り育まれてきた自然的・歴史的な緑や郷土の緑は、本市の大きな魅力です。

市民、事業者、市が協力してこれらの緑を守り継いでいくとともに、立川駅周辺をはじめとするまちのにぎわいや日々の心地よい暮らしを彩る緑、安全安心の確保（防災）、生物多様性の確保、暑熱環境の緩和、健康・福祉の増進などを支える緑を広げ、市民が誇れる緑のまちの実現をめざします。

その原動力となるのが、緑をまもり、ふやす市民、事業者の行動です。その行動をさらに広げていくことを目標に、市民が身近な緑のことを知り、日々の営みの中で緑とのつながりを持ち続けること、そして、緑を通じて人と人とのつながり、新たな活動を広げていくことを大切にし、市民、事業者とともに緑を誇れるまちづくりを推進します。

(将来像のイメージ図)

3-2 基本方針

方針 1 緑と人のつながりをはぐくみいかす

本市の緑の役割、大切さ、そして魅力を市民、事業者と共有し、一体となって緑をまもり、ふやしていくため、身近な緑を知る機会を充実させていきます。

緑をまもりはぐくむ市民の活動をさらに進めていくとともに、農地や樹林地を所有する人、活動する人々を様々な形で支える人のつながりをはぐくんでいきます。

方針 2 緑をまもりいかす

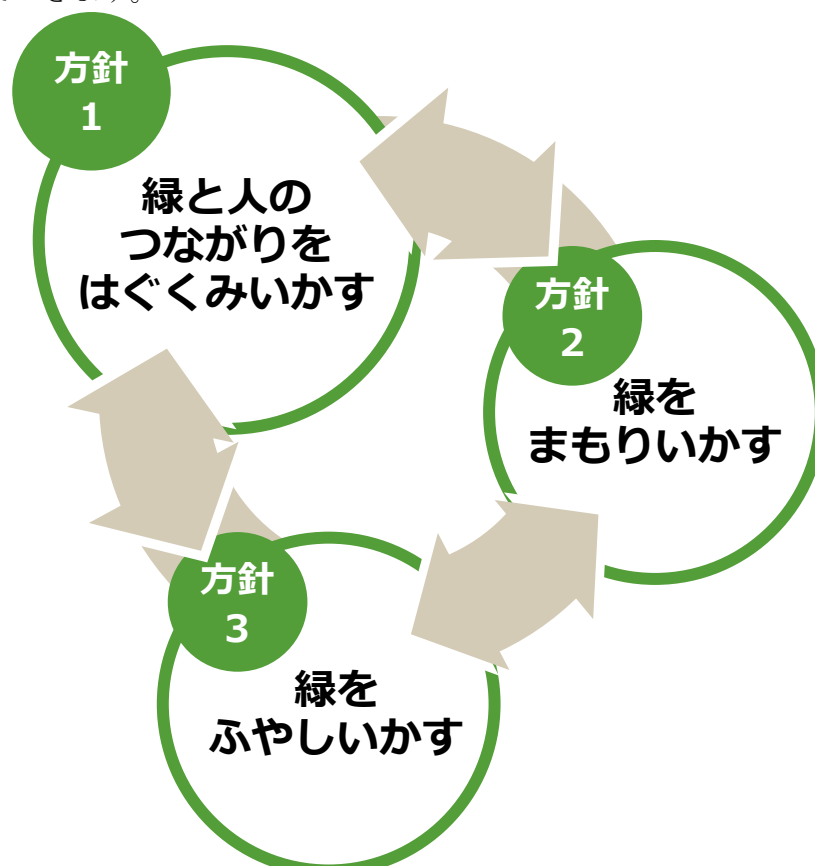
本市の緑を象徴する、崖線の緑、多摩川、残堀川、玉川上水等の河川・用水、五日市街道のケヤキ並木等、骨格となる自然的・歴史的な緑を守り継いでいきます。

人々の営みの中で受け継がれてきた、農地、屋敷林、社寺林等の郷土の緑の保全を地域全体で支え、次世代に引き継いでいきます。

方針 3 緑をふやしいかす

市民、事業者と協力して、住宅地や商業・業務地などにおいて多様な緑化を進め、立川市の魅力となる緑をふやしていきます。

公園や街路樹、公共施設の緑を適切に維持管理するとともに、地域住民のコミュニティ空間の形成やにぎわい創出につながる公園の整備・活用を進め、まちの魅力、活力向上につなげていきます。



3-3 計画の目標

※東京都より借用予定の平成 30（2018）年度の緑被地データの分析結果を踏まえた上で、以下の点を考慮して見直します。

（考慮する事項）

- ・ 緑の総量（緑被地）が減少、小規模化している傾向をふまえ、まとまりある樹林地等を着実に保全するとともに、防災上、公園が不足する地域において着実に確保を進め、総量として緑を維持する
- ・ 市民協働の促進、公園の機能の向上など、緑の量的確保以外の視点から取組の成果を評価できるようにするとともに、計画の進行管理を適切に行うための指標を設ける

3-4 緑の配置方針

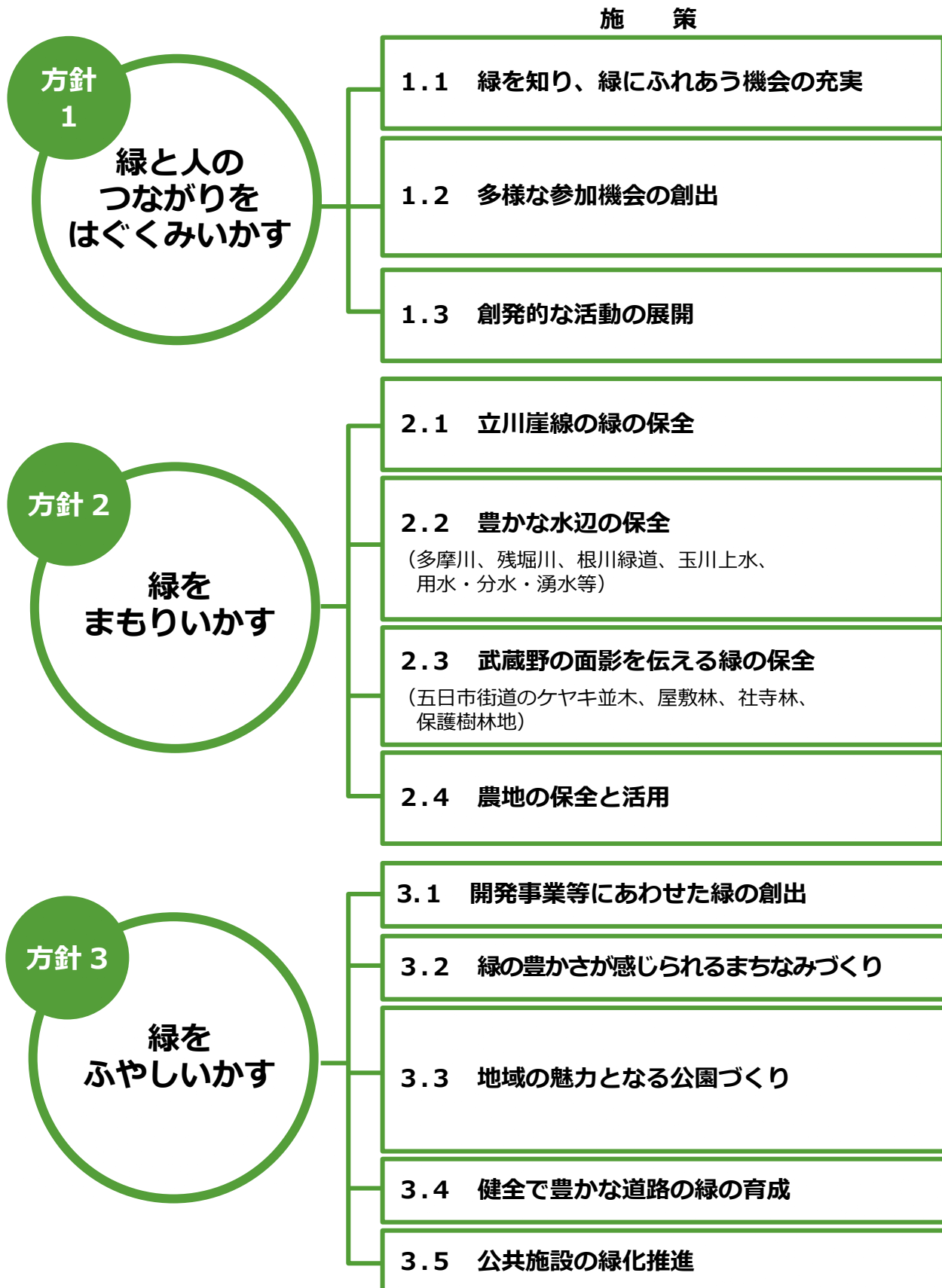
※東京都より借用予定の平成30（2018）年度の緑被地データの分析結果を踏まえた上で、以下の点を考慮して見直します。

（考慮する事項）

- ・骨格を形成する緑の保全（立川崖線の緑、多摩川・残堀川・玉川上水に沿った緑、五日市街道のケヤキ並木及び沿道地域に広がる農地・屋敷林・雑木林）
- ・生物の生息・生育環境として重要な緑の拠点、拠点を結ぶ緑・水のネットワークの保全・形成
- ・避難地や延焼遮断帯、土砂災害や水害などの災害リスクの軽減、雨水の浸透・貯留や遊水地として機能する緑の保全・創出
- ・子どもの遊びや学び、市民の健康づくり、地域コミュニティの活性化、にぎわい創出、都市の魅力向上の拠点となる緑の配置
- ・以上をつなぐ緑と水のネットワークの形成

第4章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

4-1 施策体系



<重点的な取組の設定について>

本計画において重視している市民とともに緑を育み、増やす取組の充実に向け、今後の取組のモデルとなる取組を「重点的な取組」に設定し、5年間の事業計画を具体的に示します。

主な取組



市民参加の取組

重点

重点的な取組

- ① 緑に関する情報発信の充実 重点
- ② 立川の緑の魅力の共有と発信 重点

- ① 保存樹木、保護樹林地等の保全における市民、ボランティア団体との協働推進
- ② 公園の管理、地域緑化への市民参加の促進
- ③ 多様な参加機会の創出

- ① 立川公園ガニガラ広場を拠点とした市民活動の拡大 重点
- ② 様々な活動をつなぎ、広げる仕組みづくり

- ① 崖線の緑の保全と安全確保
- ② 矢川緑地の湿地環境の保全

- ① 多摩川、残堀川の河川環境の保全と水辺空間の適正利用
- ② 根川緑道の桜並木の保全 重点
- ③ 玉川上水の保全
- ④ 用水・分水、湧水の保全

- ① 五日市街道のケヤキ並木の保全
- ② 屋敷林、社寺林等の保全
- ③ 保存樹木、保護樹林地等の保全における市民、ボランティア団体との協働推進【再掲】 重点

- ① 様々な制度を活用した農地の保全
- ② 市民の農への関心向上とふれあいの促進

- ① 多様な手法を活用した緑化の推進

- ① 接道部を中心とした住宅地の緑化推進

- ① 公園の活用や計画的な整備
- ② 身近な公園の機能再編と再生
- ③ 地域住民、民間事業者と連携した公園の柔軟な活用 重点
- ④ 安全で快適な公園利用を支える維持管理の推進

- ① 街路樹の適切な植栽と維持管理

- ① 公共施設再編に合わせた緑の質の向上

4-2 施策の内容

方針 1

緑と人のつながりをはぐくみいかす

施策 1.1 緑を知り、緑にふれあう機会の充実

①緑に関する情報発信の充実

市民が身近な緑について知り、関心を持つきっかけを多くつくり、市民と緑との関わりを増やしていくため、身近な緑の存在を市民と共有する情報発信を進めます。

取組例) まちあるきや落ち葉掃きイベントの開催

緑やガーデニングを学べる講座の開催

子育て世代向けの公園情報、公園の花暦など利用者ニーズに合った情報提供
わかりやすい公園案内サインの設置 など

②立川の緑の魅力の共有と発信

緑に対する共感を広げていくため、緑ある暮らしの心地よさやまちの魅力となる緑について、より積極的に市民に発信するとともに、市民自身が発信できる機会を設けていきます。

取組例) 緑や花を題材にしたフォトコンテスト

オープンガーデン

良好な緑化事例や緑地保全・緑化活動の功労者の表彰 など

施策 1.2 多様な参加機会の創出

①保存樹木、保護樹林地等の保全における市民、ボランティア団体との協働推進

市民参加による緑の保全を進めていくため、保存樹木、保護樹林地等保全ボランティアへの支援を進めるとともに、参加を促進していくため、活動について広く市民に知らせる広報等に取り組みます。

②公園の管理、地域緑化への市民参加の促進

緑化推進協力員会、公園等清掃美化協力員会、公園等管理協力員等の取組を継続するとともに、参加を促進していくため、活動について広く市民に知らせる広報等に取り組みます。

③多様な参加機会の創出

取組例) ボランティアの活動を体験できる1日体験イベントの開催

緑化基金の創設

人生の節目などに公園施設や樹木を寄附できる制度の創設 など

施策1.3 創発的な活動の展開

①立川公園ガニガラ広場を拠点とした市民活動の拡大 **重点**

平成29(2017)年に開園した立川公園ガニガラ広場の一面には、玉川上水から取り入れられた柴崎分水の水を使った市内唯一の田んぼがあり、市民参加で田植えなどが行われています。

このガニガラ広場を拠点として、農のある風景の継承、崖線の緑と湧水の保全、樹林地などに生息・生育する生き物の保全など、市民のアイデアを活かした活動を広げていきます。

②様々な活動をつなぎ、広げる仕組みづくり

市民活動をさらに活発化させ、創発的な活動へと広げていくため、様々な活動に取り組む市民の交流の場づくりなど、人や活動をつなぎ広げる仕組みを検討します。

取組例) フィールドが異なる活動団体の交流機会の創出

活動に興味のあるグループと支援を必要とするフィールドをマッチングする
仕組みの構築 など

方針 2

緑をまもりいかす

施策2.1 立川崖線の緑の保全

①崖線の緑の保全と安全確保

崖線の緑を保全し、緑の連続性を維持しつつ安全を確保するため、都市計画公園区域内の樹林地の保全を重点的に進めます。

また、未整備の都市計画公園区域内の樹林地の保全優先度を評価し、対応策を検討します。

②矢川緑地の湿地環境の保全

市内唯一の湿地環境である矢川緑地を保全するため、東京都と市の協定に基づく管理を継続します。また、矢川緑地の存在と貴重な環境を市民に知ってもらえるよう、情報発信に取り組みます。

施策2.2 豊かな水辺の保全

①多摩川、残堀川の河川環境の保全と水辺空間の適正利用

河川管理者である国、東京都と連携して、多摩川、残堀川の河川環境を保全します。また、水辺空間の適正な利用に向けた市民の普及啓発に取り組みます。

②根川緑道の桜並木の保全

桜の名所として多くの市民に親しまれ、市域を超えた利用者が期待できる観光資源である根川緑道の桜並木の良好な景観を残していくため、適切な維持管理により安全性と良好な景観を維持します。

また、市民協働のプログラムを活用したサクラの手入れを推進します。

③玉川上水の保全

旧来の姿に近い風景を残す市内の玉川上水を守り継いでいくため、緑道樹木の管理目標を関係機関（東京都水道局、東京都建設局、市）と共有する仕組みを検討します。

④用水・分水、湧水の保全

かつての新田開発を担ってきた歴史的・文化的資産であり、市民に親しまれた身近な水辺であった用水・分水の水路の管理状況を把握し、維持管理を継続していきます。

また、立川崖線沿いの湧水の保全を図るための、崖線上の地域における雨水浸透を促進します。

施策 2.3 武蔵野の面影を伝える緑の保全

①五日市街道のケヤキ並木の保全

五日市街道のケヤキ並木は、軽い火山灰土が春先の強い風に舞い上がって起こる砂ぼこりを防ぐために、周辺の農家には欠かせない防風林として、江戸時代の新田開発を機に植えられるようになったと伝えられています。

地域の歴史を伝える存在である並木を保全していくため、保存樹木等の指定を通じた管理支援を継続するとともに、ボランティア団体や地域住民との協働による落ち葉清掃などを通じた所有者の負担軽減、地域住民の理解を醸成する普及啓発に努めます。

②屋敷林、社寺林等の保全

武蔵野の郷土景観を今に伝える農家の屋敷林や社寺林等のまとまった緑を保全していくため、緑化推進条例に基づく保存樹木、保護樹林地の適用により緑の減少の低減を図ります。また、相続、維持管理に加え、近隣住民からの落ち葉への苦情も所有者の負担となっていることから、緑地、樹林地等保全ボランティア団体と協働による管理支援を継続するとともに、近隣住民の樹林地に対する理解促進を図る、落ち葉清掃のイベント化などを検討します。

③保存樹木、保護樹林地等の保全における市民、ボランティア団体との協働推進 **重点**

【再掲】

市民参加による緑の保全を進めていくため、保存樹木、保護樹林地等保全ボランティアへの支援を進めるとともに、参加を促進していくため、活動について広く市民に知らせる広報等に取り組みます。

施策 2.4 農地の保全と活用

①様々な制度を活用した農地の保全

郷土の歴史を伝え、本市の特徴的な景観を形成するとともに、多面的機能を有する都市の緑である農地の減少傾向を緩和するため、特定生産緑地の指定、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく制度や農の風景育成地区（東京都）など、様々な制度を活用し、農地の保全を進めます。

②市民の農への関心向上とふれあいの促進

立川市の郷土景観としての農地、都市農業に対する市民の関心を高めていくため、市民農園、体験型農園の利用などによる、市民と農とのふれあいを促進します。

また、地域の農の歴史や農地が持つ様々な機能に関する情報発信に取り組みます。

方針 3

緑をふやしいかす

施策 3.1 開発事業等にあわせた緑の創出

①多様な手法を活用した緑化の推進

開発地等において、質の高い緑化を誘導し、視界に入る緑を増やしていくため、緑化技術の進展や、開発事業者の意見などを考慮し、緑化面積の算定における壁面緑化、地被植物（芝生等）による緑化等の取扱を検討します。

また、事業者に向け、緑のネットワーク形成や快適性、安全性、景観、生物多様性の保全等に十分配慮した緑化に関する普及啓発を進めます。

施策 3.2 緑の豊かさが感じられるまちなみづくり

①接道部を中心とした住宅地の緑化推進

接道部に重点を置いた緑化を促し、緑の豊かさを視覚的に感じられるまちなみを形成していくため、市民に向け、塀や柵を活用した緑化事例の情報発信、ガーデニング講座の実施などによる緑化の普及啓発や、景観セミナーや出前講座、まち歩きなど景観づくりに向けた景観教育に取り組み、心地よく暮らせる環境を、市民と協力してつくっていきます。

施策 3.3 地域の魅力となる公園づくり

①公園の活用や計画的な整備

小規模な開発提供公園が多く、公園の規模と配置に偏りが生じている現状を踏まえつ

つ、防災、環境保全等の面から必要な公園整備を計画的推進します。

すでに一定規模の公園が充足している地域については、開発時の提供公園設置基準の見直しを検討します。

②身近な公園の機能再編と再生

本市では、開発提供公園が多いことを背景に、似たような小規模公園が近接しており、あまり利用されない公園も存在しています。

複数の小規模公園が連携して地域の多様なニーズを満たせるよう、ワークショップ等を通じて市民の取り入れ、機能を再編し、地域住民が愛着を持って利用できる公園への再生を進めます。

③地域住民、民間事業者と連携した公園の柔軟な活用 **重点**

地域住民に利用される公園、地域のまちづくりに活かされる公園をふやしていくため、公園の管理、活用における地域住民、民間事業者との連携を促進します。

また、ニーズの高い活用策については、施設管理方法を検討した上で試験的に実施し、多様な利活用を推進します。

④安全で快適な公園利用を支える維持管理の推進

市民がいつでも安全で快適に身近な公園を利用できるよう、公園の管理運営方針を定め、法令及び国の指針等に基づく遊具の安全点検の継続、公園施設の長寿命化、都市公園の樹木の点検・診断等を進めます。

施策 3.4 健全で豊かな道路の緑の育成

①街路樹の適切な植栽と維持管理

道路を軸とした緑のネットワークを形成していくため、都市計画道路、幹線道路の新設、拡幅時に緑化を進めます。

既存の街路樹について、道路幅員に合わない樹種を植栽したことによる根上がりや生育不良、車椅子やベビーカーの通行への支障などの問題が生じていることから、幅員、樹種に応じた街路樹の管理目標、老木植替時の幅員構成に合った樹種への転換などの考え方を整理し、街路樹の植栽・管理方針を策定します。

施策 3.5 公共施設の緑化推進

①公共施設再編に合わせた緑の質の向上

公共施設の再編に合わせて、良好な環境の創出につながる緑化や雨水の地下水涵養を推進し、民有地緑化の模範となる緑化と緑の管理に取り組んでいきます。

また、公共施設整備における緑化の情報を蓄積し、今後の緑化と管理に反映していきます。

第5章 地域別の方針

5-1 地域区分

上位計画である「立川市都市計画マスタープラン」の地域別構想における以下の地域・地区区分に沿って、今後の取組内容を示します。

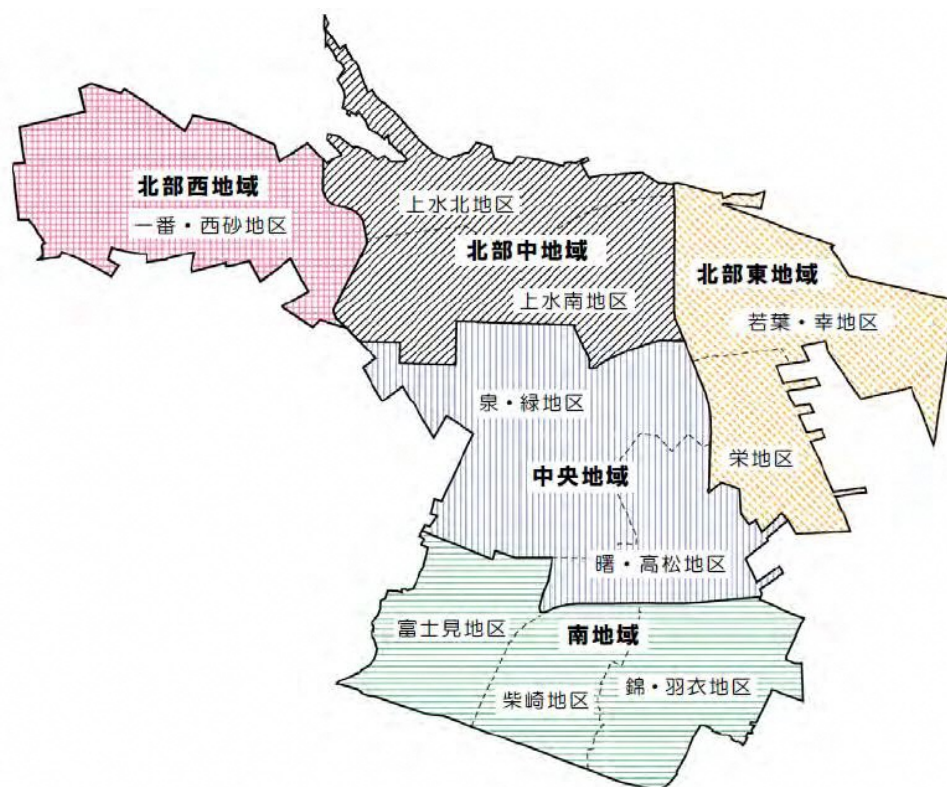


図 地域・地区区分

出典) 立川市都市計画マスタープラン (平成 29 年 6 月改定)

5-2 各地域の方針

※東京都より借用予定の平成 30 (2018) 年度の緑被地データの分析結果を踏まえた上で、第 5 回協議会に案をお示しします。

第6章 緑化重点地区の計画

6-1 緑化重点地区の指定

※東京都より借用予定の平成30（2018）年度の緑被地データの分析結果を踏まえた上で、第5回協議会に案をお示しします。

6-2 各緑化重点地区の方針

※東京都より借用予定の平成30（2018）年度の緑被地データの分析結果を踏まえた上で、第5回協議会に案をお示しします。

第7章 推進体制及び進行管理

7-1 推進体制

※第5回協議会に案をお示しします。

7-2 進行管理

※第5回協議会に案をお示しします。